

○週休日の振替、休日の代休日指定及び時間外勤務代休時間指定の取扱いについて

〔令和元年8月1日〕
〔例規甲（務企）第27号〕

第1 週休日の振替の取扱い

- 1 週休日（勤務時間を割り振らない日）に特に勤務を命ずる必要がある場合は、別の勤務日を週休日の振替日とすることができる。
- 2 週休日の振替ができる期間は、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間であるが、原則として、同一週内に振り替えるように努めるものとする。
- 3 週休日に特に4時間の勤務を命ずる必要がある場合には、勤務を命じた週休日の代わりに別の勤務日の勤務時間から4時間の勤務時間を週休日の振替日とすることができる。この場合、当該勤務時間は、1日の勤務時間の途中とすること又は分割することはできない。
- 4 週休日の振替後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 5 週休日の振替は、週休日の振替簿（第1号様式）により行い、当該文書の保存期間は、3年とする。
- 6 振替を行った週休日の再振替は行わない。

第2 休日の代休日指定の取扱い

- 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号）第10条第1項に規定する休日（勤務時間が割り振られているが、特に命ぜられない限り、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日の代休日を指定することができる。
- 2 休日が週休日と重なった場合は、週休日の振替のみを行うことができるものとする。
- 3 代休日は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後までの期間内であり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）の中から指定する。
- 4 1回の勤務が2暦日にまたがる場合であっても、暦日たる休日の正規の勤務時間を代休日の対象とする。
- 5 休日の代休日の指定は、代休日指定簿（第2号様式）により行い、当該文書の保存期間は、3年とする。
- 6 代休日の再代休の指定は行わない。

第3 時間外勤務代休時間指定の取扱い

- 1 時間外勤務代休時間を指定できる期間は、月60時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。
- 2 時間外勤務代休時間の時間数は、月60時間を超える時間外勤務時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定する。
 - (1) 通常の勤務日は、60時間超過勤務時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数とする（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和28年山梨県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第8条の12第2項第1号）。
 - (2) 短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでは、60時間超過勤務時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数とする（規則第8条の12第2項第2号）。
 - (3) 土曜日及び祝日は、60時間超過勤務時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数とする（規則第8条の12第2項第3号）。
- 3 時間外勤務代休時間の単位は、4時間又は7時間45分とする。ただし、年次休暇と合わせて4時間又は7時間45分とすることも可能である。
- 4 時間外勤務代休時間を指定する時間帯は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について指定する場合には、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻までの連続する勤務時間とする。
- 5 職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合は、指定しないこととする。
- 6 任命権者は、制度の趣旨に鑑み、職員が指定を希望しない場合を除き、時間外勤務代休時間を指定するよう努めること。
- 7 時間外勤務代休時間に勤務した場合、当該時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務手当は当該時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月における給料の支給日に支給するものとする。
- 8 時間外勤務代休時間の指定は、時間外勤務代休時間指定簿（第3号様式）により行い、当該文書の保存期間は、3年とする。

第4 経過措置

- 1 この通達の実施前に行われた旧通達の規定に基づいてなされた週休日の振替、休日の代休日指定及び時間外勤務代休時間の指定は、この通達に基づいてなされたものとみなす。
- 1 この通達の実施の際現に旧通達の規定により作成された週休日の振替簿、代休日指定簿及び時間外勤務代休時間指定簿は、本通達により作成されたものとみなす。

様式 略